高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 28 年３月 18 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑵②ルのうち、

「軽自動車等

	利府ジャンクション
仙 台 港 北	95.239

」を

「軽自動車等

		利府ジャンクション
	多　賀　城	47.620
仙 台 港 北	47.620	95.239

」に、

「普通車

	利府ジャンクション
仙 台 港 北	142.858

」を

「普通車

		利府ジャンクション
	多　賀　城	47.620
仙 台 港 北	95.239	142.858

」に、

「中型車

	利府ジャンクション
仙 台 港 北	142.858

」を

「中型車

		利府ジャンクション
	多　賀　城	47.620
仙 台 港 北	95.239	142.858

」に、

「大型車

	利府ジャンクション
仙 台 港 北	190.477

」を

「大型車

		利府ジャンクション
	多　賀　城	47.620
仙 台 港 北	142.858	190.477

」に、

「特大車

	利府ジャンクション
仙 台 港 北	333.334

」を

「特大車

		利府ジャンクション
	多　賀　城	95.239
仙 台 港 北	238.096	333.334

」に改める。

別表３のうち、

「常磐自動車道（三郷・亘理間）

	亘　理
山　元	11.5

」を

「常磐自動車道（三郷・亘理間）

		亘　理
	鳥の海スマート	5.4
山　元	6.1	11.5

」に、

「日本海東北自動車道（新潟中央ジャンクション・荒川胎内間、鶴岡ジャンクション・酒田みなと間、岩城・河辺ジャンクション間）

	新潟空港
新潟亀田	6.0

」を

「日本海東北自動車道（新潟中央ジャンクション・荒川胎内間、鶴岡ジャンクション・酒田みなと間、岩城・河辺ジャンクション間）

		新潟空港
	新潟東スマート	1.8
新潟亀田	4.2	6.0

」に改める。